

新型コロナウイルス感染防止対策について

令和5年4月7日
玄海みらい学園
学園長 藤田 郁夫

保護者の皆様におかれましては、日頃より児童生徒の健康管理を行っていただき感謝申し上げます。令和5年度が始まりました。文科省から、令和5年2月10日付文書を通して、学校においては4月以降は原則マスク着用を求めないという通知が出されました。また、政府は令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症を5類に引き下げることと決定しています。

このことを踏まえ、玄海町教育委員会の指導のもと、下記のことを保護者様と共通理解を図りたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策

(1) 学校生活における「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避について

- 教室等は、必要に応じて適宜換気をする。
- 感染症の流行が懸念される場合は、近距離で組み合ったり接触したりする活動やグループ学習等の対面での学習活動は回数や時間を絞るなど、工夫して密接を避ける。

(2) マスクの着用について

- 通学時を含め、学校でのマスクの着用は求めない。
- 感染症の流行が懸念される場合や必要な場面でのマスクの着用は、個人の判断とする。

(3) 手洗いや教室等の消毒について

- 必要な場面での手洗いを励行する。
- 感染症の流行が懸念される場合は、必要に応じて教室内の共用物を消毒する。

(4) 児童生徒及び職員の健康状態の把握について

- 児童生徒及び職員は、毎朝の健康観察に留意する。
- 児童生徒及び職員は、発熱等の風邪症状がある場合は登校しない。

2 感染リスクが高い活動への対策

(1) 各教科活動等

- 感染症の流行が懸念される場合は、必要な感染症対策を行った上で、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」はできるだけ避け、回数や時間を絞るなどして実施する。

(2) 給食

- 給食前後の手洗いを励行する。

(3) 部活動

- 活動前後の手洗いを励行し、感染症の流行が懸念される場合は必要に応じて共用物を消毒する。
- 体育館等の屋内での活動は、必要に応じて適宜換気をする。

3 児童生徒及び教職員の感染等が確認された場合等の対応

(1) 児童生徒や教職員が「感染した（陽性だった）」場合

- 該当者は、直ちに出席停止とする。
- 学校は、町教育委員会と協議のうえ学級・学級閉鎖等の態様を決める。

(2) 児童生徒や教職員本人が濃厚接触者（同一世帯の陽性者の同居者）に特定された場合

- 該当者は、自宅待機の期間は出席停止とする。

※ 佐賀県独自の「要待機者」と「要待機者判断のためのチェックリスト」は、令和5年3月12日までで廃止となりました。

※ 上記のことは、今後変更される場合がありますので、ご了承ください。